

ヤスクニ・レポ 162 国会と政党の今を問う 代表 西川重則

1

第二次安倍晋三内閣が2012年12月26日(水)に発足して三カ月になろうとしている。マスコミ報道によれば、安倍内閣の評判は上がり続けている。ある新聞では70パーセントを超えているそうである。

言うまでもなく、人気は根本的には主権者・有権者が作りだすものである。その反対の顕著な事実、社民党である。現在衆議院では社民党議員はふたりしかいない。傍聴を続けている私にとって、その現実を知るにつけ、残念でならない。本会議の代表質問や委員会の質問は政党にとって非常に重要な発言である。内閣ないし与党の答弁ないし発言を本会議や委員会で批判することは、単に本会議や委員会に参加している各党の議員に、問題点を知らせるだけでなく、NHKの全国報道がある場合には、全国の主権者・有権者に知らせることを意味しており、非常に重要な反論の場である。今まで社民党はそれが可能であり、私にとってはすばらしい内容の質問であり批判であった。

憲法に基づく質問を力いっぱいしていた社民党議員であり、少数とは言え、発言する権利を持っていたので、私は心から期待しながら傍聴席から社民党議員のすばらしい発言の時を待っていたものである。

ところが、去る衆議院選挙の結果、発言権を奪われたと言うべきか、私の心からの期待の時は来ることのない現状である。どうすべきであろうかと国会から帰宅しながら、社民党の発言権の回復の時を心から待ち望んでいる私である。

そこで今回は、大変地味な報告であるが、日本の国会、その国会を構成する政党をめぐる問題を考えてみたいと思っている。

実は、つい先だっの2月23日(土)、キリスト者遺族の会と日本キリスト教婦人矯風会とが主催で

「『二・二六事件』と私たちの課題」と題して講演し、戦前・戦中の政党の問題と戦後の政党との類似していることについてご一緒に学び合い、多くの人が参加して下さり、大変有意義だったと感謝している。以下、

若干ここで重要な問題、課題について率直に報告したいと思っている。

1936年の〈二・二六事件〉とは、当時陸軍は皇道派と統制派の二つの派閥から成り立っていたのであり、皇道派が天皇の親政を要望し、いわゆるクーデターを起こし、政党の要人を殺害し、永田町一帯を占拠した事件である。しかし、皇道派のクーデターは、「昭和天皇」が許さなかったことから、皇道派の青年将校は極刑に処せられた。その結果、統制派の軍人たちが世論をリードすることになり、アジアに対する侵略・加害の歴史は本格化し、軍人の支配する戦争体制を作り出し、政党はもちろんのこと、すべての民衆が戦争を当然視する天皇制教育の下、敗戦まで挙国一致の国づくりを強いられ、侵略戦争を進めていった。

先に述べたように、日本の場合、遠い遠い重慶までも戦争を続けながら、歴史の事実を全面的に否定し、天皇制・国家神道体制の強化・発展を当然と考えることによって、軍事費を始め戦争に必要な物的・人的用件を整えていった。

当時の日本人は、戦争は聖なる戦争であり、正しい戦争であり、侵略戦争ではなく自衛戦争であると、何の疑いもなく信じ込まされ、そうした考えに反対する議員は議員を除名された。1940年2月2日、民政党議員であり、その日の衆議院本会議で、戦争政策を批判し反軍演説をした斎藤隆夫議員である。「なぜ戦争を続けるのか」と侵略戦争を止めるよう問い正したのである。戦前・戦中において代表的な政党は政友会、民政党その他であったが、1940年以後すべての政党が解党するような状態での質問であった。

2

1940年は、戦前・戦中において、最も重大な日本の歴史の転機となったが、政党の解党の年でもあった。「大政翼賛会」の発会式(1940・10・12)が行なわれ、その直後に「大日本産業報国会」が創立されている

る(1940・11・23)。「産業報国会」は、労働組合の解体を始め民衆の自由な組織はすべて「産業報国会」に組みこまれ、ただひたすら天皇の国のため、お国のために役立つ滅私奉公の日本人であり、政府は侵略戦争・加害の歴史を強いた時代であった。

そのような一切の自由が奪われた日本にあって、当然のように日々を歩まざるを得ない状態を強いたのは、先に述べた陸軍を始めとする軍人社会にあって、国家総動員法(1938・4・1公布)によると言ってもよい。すべての日本人の戦争参加の体制があらゆる領域に浸透するに至ったからであり、それ以外の道はなかったのである。

それでは、戦後68年の日本の国会、政党の現状はどうであろうか。率直に言えば、先に述べた戦時中の国会、政党と根本的に変わるところはないと、私は思っている。とくに安倍晋三内閣にあって、戦争に道を開く戦争法とも言うべき悪法が次々に準備され、国会に提出され、成立が当然といった状態が見られる現状である。

そもそも国会とは何か、政党とは何か。改めて根本的に問い直したい。日本国憲法第41条「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」。その国会に所属するすべての国会議員は、「この憲法

を尊重し擁護する義務を負ふ」と明記されている(憲法第99条参照)。つまり、自民党が結成された時、党の基本方針とした「現行憲法の自主的改正」そのものが問題視されてよいのではないか。第41条の「国会」は「唯一の立法機関である」と記されており、国会議員は、日本国憲法に基づいて設置された国会において、法律を成立させるのであり、その国会議員は憲法に違反しない法律を成立させるために、日本国憲法を尊重・擁護する義務を負っていることを、今こそ確認すべきではないか。

一方、「憲法改正」(第96条)が条文としてあることは自明である。しかし、憲法改正前に、解釈改憲によって事実上、実質的な条文の改憲をし、合憲と見なすことはできない。法律が「この憲法」の下位にあることは自明であり、極めて重要な事柄である(日本国憲法第73条第6項、参照)。

少数政党の社民党が国会で質問し、発言してきた憲法に基づく内容は極めて重要であり、社民党が少数政党になった要因は、むしろ多くの主権者・有権者が日本国憲法の本質に習熟していない、いわゆる悪しき多数派の論理による結果であることを記し、終わりたい。〈3・11〉の悼み、悲しみを心に刻みつつ(2013・3・11)。

2013年2月15日例会奨励 ヨハネの福音書1章1～14節「ことばは肉となって」

柴田 智悦牧師(日本同盟基督教団横浜上野町教会)

ヨハネの福音書の冒頭において私たちは、いのちと光に満たされ、御使いたちとともに驚のように翼を駆って天を駆け巡り主を賛美します。ところが、そのことばであり神ご自身であられるお方が、ちりから造られ血と肉をもち死ぬべき人間となってこの地上にお生まれになりました(ヨハネ 1:14,ピリピ 2:6-8)。神である主は、私たちから離れた時間や空間の中におられることをやめられ、肉となりイエス様となって人としてこの世で具体的な生活をされました。ですから私たちは、日常生活のなかにおいてこそ生きておられる主と出会う事ができます。そして、イエス様が生きておられる教会はイエス様がされたように、最も小さな者たちの一人にした愛のわざによってあかしされるのです(マタイ 25:35-40)。この世にあって信仰を守り社会の不正を正すための、ある意味肉の働きこそが、イエス様において肉とされた主と私たちとが出会うことのできる場なのです。従って、イエス様がこの世と関わっておられたように、教会もこの社会に対して責任があります。ただ密室に閉じこもって祈るだけではなく、祈りに

よって示されて積極的にこの世と関わり、この世に対して救い主を指し示し、とりなし、正し、きよめて行く働きが望まれています(マタイ 6:14,7:12)。そして、イエス様においてことばが肉となったのですから、恵みとまこととは私たちがそれを意識しようとしまいとこの肉の世界に満ちています。そのような言葉の実践が教会のなして来たわざであり、「ことばは人となって、私たちの間に住まわれた」「この方は恵みとまことに満ちておられた。」と、教会の歴史の中で報告されています。そこに私たちは、父のみもとから来られたひとり子としての、この方の栄光を見るのです。そのとき天の父も「わたしはあなたを喜ぶ」とおっしゃったのです。私たちが教会のみわざである伝道と社会的責任を果たし、それを報告しているとき、天の父も私たちにその働きのためにご聖霊を注がれたことを証ししてくださり、み子イエス様の御からだなる教会がこの肉の世においてなした御わざを喜んでくださっています。そのことに励まされて、私たちもイエス様の恵みとまことになお満たしていただきたいと願われます。